

社会福祉法人 ミッドナイトミッションのぞみ会
理事長 木下 宣世 様

2018(平成30)年5月17日

監事 南純印
監事 足達裕昭印

2017(平成29)年度 監事監査報告

監査実施日 2018(平成30)年5月17日(木) 10:00~16:00
監査実施場所 望みの門紫苑荘 多目的ルーム、介護予防センター
対象施設 法人本部及び法人内全施設

監査事項

1 法人本部関係

- (1) 決算書、総勘定元帳、補助簿、その他関係書類
- (2) 定款、諸規程の整備状況
- (3) 人事、労務関係
- (4) 国及び県の指導監査状況
- (5) 理事会関係
- (6) 事業報告書

上記を別添監事監査点検表により確認しました。

2 各施設関係

- (1) 決算書、総勘定元帳、補助簿、その他関係書類
- (2) 事業報告書に基づく事業運営、利用者の状況、職員の人事等

上記(1)を別添自主点検表により確認しました。

上記(2)を施設長からのヒアリングを中心に確認しました。

監査結果

上記監査事項について、2017（平成29）年度の法人、各施設及び事業の運営状況ならびに財産状況を監査した結果、いずれも適正であった。

なお、特筆すべき点や気付いた点については次に記すので、今後の運営において留意または修正を要する事項については適切に対応されたい。

1 運営全般

社会福祉法人ミッドナイトミッションのぞみ会は2016年度に千葉県初の児童心理治療施設「望みの門木下記念学園」を設立し、いよいよ千葉県下でも有数の統合的福祉事業体として、その重責を担っている職員各位のご労苦に深く感銘を覚えます。

さて、今回は2017年度の報告を伺ったが、各事業部のご努力に深い敬意を表すると共に、さらにその発展を期して、今後の課題を指摘しておきたい。

- (1) 法人は創立半世紀を過ぎ、この事業を維持発展させるために、ハード面では老朽化した施設建物の改修・補強・改築などに取り組まざるを得ないであろう。そのためには、前回も指摘したように、資金面を含めて長期的段階的な展望に立った対策を講ずる必要があると思われる。
- (2) ソフト面では、法人全体の職員数が300名を越え、東京・富津・上総湊の三地区に分散しているが、法人の創立精神であるキリストの愛と奉仕の継承および職員全体の意志疎通や資質向上によって、各地域の要望に応えていく必要があると思われる。すでに試みられている諸点の実行と一層の充実とに期待したい。
- (3) 各施設において、利用者の安心と安全が職員の努力によって守られてきているが、なお一層の向上を目指して、火災や地震などの災害時に備える訓練や設備の点検を実施すると共に、食中毒や集団感染の防止に努めていただきたい。

2 経理関係

理事会及び評議員会には出席し、要決議事項については適切に審議され、議決されていることを確認しています。

- (1) TKCFX4クラウド社会福祉法人用会計システムを導入されて2年経過し、各施設ともスマートに入力が進み、効率的な会計処理が図られています。
月次報告は拠点区分毎に資金収支及び事業活動収支を作成して理事長に提出されていることを確認しました。予算執行も適正に行われています。
- (2) 施設毎の財産目録等も整備されています。
- (3) 原始記録は本部、施設毎に金銭出納を記帳し、現金有高金種別残高表もその都度記載されています。領収書等の証憑書類は仕訳伝票の裏面に添付して適正に管理保管されています。
- (4) 各銀行の預金残高証明書及び借入金残高証明書の原票は本部のファイルに保管され、施設毎にもコピーを添付してあり、預金残高及び借入金残高を確認しました。
- (5) 寄付金台帳（総勘定元帳寄付金収入勘定）及び寄付金の受取控えを突合し、適正に処理していることを確認しました。金銭以外の品物により寄贈されたものも受取控を発行しています。この場合には合理的に金額を見積もり、仕訳伝票を起票するようしてください。
- (6) 各施設の銀行印鑑は、経理規程第41条（金融機関との取引）第2項に金融機関との取引は、理事長名をもって行う。但し、必要に応じて理事長の承認を得て、施設長名で取引することができる。とし個人名印鑑をもって登録していますが、各施設長印としての印鑑を作製して登録保管等をすることとされたい。

- (7) 東京望みの門の大規模修繕に係る未収補助金 800 万円が計上されていることも確認しました。
- (8) 当年度も社会福祉充実残高はマイナス（概算）となっていることを確認しました。

3 各施設関係

- (1) 東京望みの門については、施設の改修も完了し、緊急一時保護やペット連れの入所者や法改正による働く子供の受け入れなどに良く対応していることを伺ったが、さらに職員一丸となって貴重な働きを維持していただきたい。
- (2) 望みの門学園については、千葉県下唯一の婦人保護施設として、また当法人最初の福祉施設として象徴的な役割を担っているが、県の施設への措置が減少する中で稼働率も 70% 程度となっている。今後、改築が検討される中で、精神障害者の自立支援や生活困窮者自立支援事業などをも視野に入れつつ、新たな利用者の発掘に取り組んでいただきたい。
- (3) 養護老人ホーム望みの門楽生園の稼働率は営業努力によって大きく改善されつつあるが、インフルエンザなどの集団感染防止には万全の注意を払っていただきたい。特別養護老人ホーム紫苑荘との連携なども視野にいれることが出来ないであろうか。
- (4) 特別養護老人ホーム紫苑荘と富士見の里については、それぞれ高齢化と介護度アップが生じてきているが、これらに対応するために職員の員数確保や職員間の連携強化およびそのスキルアップに努めていただきたい。
- (5) 児童福祉施設関係の方舟乳児園とかずさの里については、それぞれ県の委託に良く応えて成果を発揮していると思われる。ユニット化によるきめ細かい対応は評価されるが、方舟乳児院の場合は稼働率アップにも努めていただきたい。
- (6) 児童心理治療施設（情緒障害児短期療育施設）木下記念学園は県下初の施設として創立三年目に入り、職員も児童も次第に安定した関係を築いていることが伺われる。困難な療育への努力は敬服に値するが、なお職員の補充に努め、待機児童の受け入れに努めていただきたい。また、療育福祉部として併設されている児童家庭支援センター・ピーターパンの家と臨床心理室の活動も上総地域における貴重な働きとして利用者の期待に応えていただきたい。
- (7) 障害福祉部関係の新生舎においては、定員を満たしつつ、稻作・機織り・パン工房の作業を通して自立に向けての支援が順調に進められていることが伺われる。グレースホーム、ヨカディサービスセンター、ベテルの活動もそれにその役割を果たしていると思われる。各施設の老朽化には計画的な対応が求められる。
- (8) 地域福祉部関係のデイサービスは利用者増の見込める日曜営業を出来ていないが、何とか職員を確保し、介護力アップにも取り組んでいただきたい。また、ホームヘルプサービスや訪問看護ステーションと共に競合は激しいが、伝統と新しいスキルを発揮して、今後とも地域福祉の重要な一翼を担っていただきたい。
- なお、君津ふくしネットと富津地区地域包括センターとは、引き続き各地域の生活困窮者の自立支援等に積極的に取り組んでいただきたい。
- (9) 有料老人ホームの望みの門ハイムについては、入居者定員 11 名を依然として満たしていないが、利用者増のための宣伝活動と共に、同種の施設が増加している中で利用料の再検討なども課題であろう。

監事監査点検表

項目	監査事項	点検欄	備考
定款	定款が定款準則に準拠しているか。	(適)	
	定款に記載されていない事業を行っていないか。	(適)	
	定款変更は、所定の手続きを経て行っているか。	(適)	
役員	役員の、選出手続きが定款の定めに従い行われているか。	(適)	
	選任関係書類が整備されているか。 (理事会議事録、就任承諾書、履歴書)	(適)	
	実際に法人運営に参画できない者が名目的に選任されていないか。	(適)	
理事	各理事について、親族等の特殊な関係のある者が定款の定める数を超えて選任されていないか。 (当該役員が役員となっている会社の使用人等を含む。)	(適)	
	理事の4分の1以上が社会福祉事業について知識経験を有しているか。	(適)	
	地域の代表者が参加しているか。 (町内会、婦人会等の役員、民生委員・児童委員)	(適)	
理事長	各理事の意見を尊重し、理事会の決定に従って法人運営及び事業経営を行っているか。	(適)	
理事会	予算及び決算のための理事会のほか、理事会の議決を要する事項がある場合、その他事業運営の実態に即して、理事会が開催されているか。	(適)	
	議決が定款の定めにしたがって、有効に成立しているか。	(適)	
	理事会の要決議事項について審議され、議決されているか。 (予算・決算・重要人事案件・主要契約等)	(適)	
	議事録が正確に記録され保存されているか。 (議案に対する発言内容・配布資料等含む)	(適)	
人事管理	施設職員の任免について、任免が適切であるか。	(適)	
職員待遇	勤務時間、休日・有給休暇簿が労働基準法、就業規則に則して適正に行われているか、また、みだりに処分が行われていないか。	(適)	
資産管理	定款に記載されている基本財産について、みだりに処分、貸与、担保されていないか。	(適)	
会計処理	現金支払いは領収書があるか、1回に多額現金支払い及び特定の者に頻繁に現金支払いがされていないか等。	(適)	
	会計帳簿が整備され証憑類が保存整理されているか。	(適)	

決算及び財務諸表	決算手続きが定款の定めに従い適正に行われているか、また、財産目録、貸借対照表、収支計算書、現金残高金種別表等が整備され、保存されているか。	(適)	
債権債務の状況	法人の借入金が事業運営上の必要によりなされたものであるか、また、償還財源が明確にされ、無理のないものとされているか及び、理事会の議決を経て行われているか。	(適)	
	外部の貸付金が発生している場合、その理由は何か。 (役員個人への貸付を含む)	(該当事例なし)	
その他	当該法人の役員又は親族の経営する会社との取引き状況があるか。(経営会社 ある・なし)	(該当事例なし)	
	物品等購入業者が偏っていいないか、また、購入単価・修繕工事等契約金額は妥当性があるか。	(適)	
	不動産(施設敷地等)を公共団体以外から借用している場合、事業の存続に必要な期間の利用権を設定し、登記がされているか。	適	該当事例なし
	寄付金の設置が適正に行われているか。 (寄付金台帳等の整備)	(適)	
	運営費の管理、運用については、銀行・郵便局等への預貯金等安全確実でかつ換金性の高いものとなっているか。	(適)	
	施設の管理が十分に行われ、防災対策等が立てられていると共に、その実地体制が確立されているか。	(適)	